

公益社団法人日本コンクリート工学会

会員倫理規程

平成 23 年 4 月 1 日 制定

(総則)

第 1 条 公益社団法人日本コンクリート工学会（以下「本学会」という。）の会員は、本学会の社会的使命を理解し、自らの専門技術と専門知識の習得・研鑽・向上に努める。

(安全・安心な社会構築への貢献)

第 2 条 会員は、幅広い教養と知識の習得に努め、安全・安心の持続可能な社会の構築を目指して、その実現のために貢献する。

(環境への配慮)

第 3 条 会員は、コンクリート工学の川上から川下への広がりを良く理解し、自然環境の保全・保護及び周辺環境との調和・共生のために貢献する。

(情報の公開)

第 4 条 会員は、コンクリート工学の意義を良く理解し、公の求めに応じて適切に情報を提供するとともに、それに関わる批判にも誠実に対応する。

(法令・規則の遵守)

第 5 条 会員は、コンクリート工学に関する法令・規則を良く理解し、これを遵守する。

(不正行為の排除)

第 6 条 会員は、他者から求められる不正な行為を拒絶し、常に己の良心に従って自らを律し、誠実に行動する。

(公平性の確保)

第 7 条 会員は、他者を人種・宗教・職業・性・年齢などの個人の属性によって差別することなく公平に対応し、個人の自由と人格とを尊重する。

(自己研鑽)

第 8 条 会員は、コンクリート工学に関する情報の収集や、他者との交流・意見交換によって常に自己の専門的能力の向上に努める。